

# 公益財団法人水戸市芸術振興財団役員及び評議員 の報酬及び費用に関する規程

平成24年3月21日

規程第1号

改正 平成25年6月27日規程第2号 平成28年3月30日規程第3号  
平成28年12月24日規程第6号 平成29年12月24日規程第5号  
平成30年3月30日規程第8号

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人水戸市芸術振興財団定款（平成24年認定）第15条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、公益財団法人水戸市芸術振興財団（以下「財団」という。）を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、認定法第5条第13号で定める報酬等であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 財団は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、

定額を支払うことができる。

- 3 常勤役員には、水戸市再任用職員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、水戸市から派遣された役員には、報酬を支給しない。また、役員が財団の事務局長を兼ねる場合も同様とする。
- 5 理事には、総額700万円の範囲内で報酬を支給することができる。
- 6 監事には、総額15万円の範囲内で報酬を支給することができる。
- 7 評議員には、定款第15条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 8 役員等の報酬が、月額をもって定められている場合において、役員等が月の中途から委嘱された場合の報酬の支給は、その委嘱の日の属する月からとする。
- 9 役員等の報酬が、月額をもって定められている場合において、役員等が月の中途で退職した場合の報酬の支給は、その退職の日の属する月までとする。
- 10 役員等の報酬が、月額をもって定められている場合において、役員等が月の中途で退職し、その月に再びその職に委嘱された場合の報酬の支給は、再委嘱の日の属する月の翌月からとする。

(報酬の額の決定)

- 第4条 常勤役員の報酬月額は、別表第1「役員報酬月額」に定める定額とする。ただし、公益財団法人水戸市芸術振興財団顧問、水戸芸術館長、水戸芸術館芸術総監督、その他委員等の報酬及び費用に関する規程（平成24年財団法人水戸市芸術振興財団規程第2号。以下「顧問等報酬等規程」という。）において報酬を規定する職を兼ねて委嘱され、月額報酬を支給する場合には、これを支給しない。
- 2 非常勤役員の報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。ただし、顧問等報酬等規程において報酬を規定する職を兼ねて委嘱され、月額報酬を支給する場合には、これを支給しない。
  - 3 常勤役員の期末手当及び勤勉手当の額は、次の各号に掲げるところにより決定するものとする。ただし、顧問等報酬等規程において報酬を規定する職を兼ねて委嘱され、月額報酬を支給する場合には、これを支給しない。
    - (1) 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の65、12月に支給する場合には100分の80を乗じて得た額とする。
    - (2) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に6月に支給する場合には100分の

42.5、12月に支給する場合においては100分の42.5を乗じて得た額とする。

(3) 前2号の期末手当及び勤勉手当基礎額は、報酬月額及び報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

(4) 期末手当及び勤勉手当の基準となる日前6カ月以内の期間に、水戸市職員の在職期間のある者及び水戸市がこれに相当すると認める期間のある者が常勤役員となった場合は、当該期間を当該役員の期末手当及び勤勉手当の算定に用いる在職期間に算入する。

(5) 前2号に掲げるもののほか、常勤役員の期末手当及び勤勉手当の額は、水戸市再任用職員の例による。

4 評議員の報酬は、別表第3「評議員の報酬」に定める定額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、常勤役員にあっては、報酬が発生する月の21日に支払うものとし、非常勤役員及び評議員にあっては、理事会及び評議員会出席等、必要の都度支払うものとする。

2 常勤役員の期末手当及び勤勉手当は、6月に支給する場合は6月30日に、12月に支給する場合は12月10日に支払うものとする。

3 前2項に規定する常勤役員における支給日が、休日若しくは日曜日又は土曜日(以下この条においては「休日等」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日を支給日とする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人指定の本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(旅費)

第8条 役員等が財団用務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

3 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この項において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
  - (3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
  - (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 4 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。
- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃
  - (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
  - (3) 財団用務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
  - (4) 第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
  - (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 5 日当及び宿泊料の額は、別表第4「日当及び宿泊料」による。
- 6 前3項に定めるもののほか、役員等の旅費の支給については、公益財団法人水戸市芸術振興財団旅費規程（昭和63年財団法人水戸市芸術振興財団規程第4号）の適用を受ける職員の例による。

（費用）

第9条 前2条のほか財団は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、役員等の請求のあった日以後遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては、前もって支払うものとする。

（公表）

第10条 財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人水戸市芸術振興財団の設立の登記の日から施行する。

付 則（平成25年6月27日規程第2号）

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

付 則（平成28年3月30日規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年12月24日規程第6号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成28年12月24日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公益財団法人水戸市芸術振興財団役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定による報酬の内払いとみなす。

付 則（平成29年12月24日規程第5号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成29年12月24日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公益財団法人水戸市芸術振興財団役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定による報酬の内払いとみなす。

付 則（平成30年3月30日規程第8号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

役員報酬月額

区分	報酬額
常勤役員	月額330,000円

別表第2（第4条関係）

非常勤役員の報酬

区分	報酬額
理事長	理事会等出席の都度，謝金として 日額50,000円
理事長以外の非常勤役員	理事会等出席の都度，謝金として一人一律 日額7,000円

別表第3（第4条関係）

評議員の報酬

評議員会等出席の都度，謝金として一人一律 日額7,000円
-------------------------------

別表第4（第8条関係）

日当及び宿泊料

日当	宿泊料（1夜につき）	
	甲地方	乙地方
3,000円	14,800円	13,300円

備考 甲地方とは，国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1第1項備考に規定する甲地方の地域をいい，乙地方とは，その他の地域をいう。